

○相楽郡広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和56年8月制定)

改正	昭和59年	3月	8日	条例第3号	昭和62年	3月30日	条例第2号
	平成6年	4月	1日	条例第9号	平成9年	3月14日	条例第2号
	平成16年	3月	8日	条例第2号	平成18年	3月10日	条例第5号
	平成19年	11月	26日	条例第5号	平成21年	10月23日	条例第3号
	平成24年	2月	28日	条例第3号	平成26年	2月24日	条例第2号
	平成28年	2月	25日	条例第3号	平成28年	11月25日	条例第5号
	令和2年	2月	21日	条例第1号			

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

- 2 報酬は、年度の途中に特別職の職員として新たにその職についたときはその日から、退職又は死亡等により特別職の職員でなくなったときはその日まで、それぞれ支給する。
- 3 前項の規定による報酬額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のために旅行したとき、または、勤務のためそのものの住所と勤務場所との間を交通機関等を利用して往復するときに旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、公務のために旅行したときは、相楽郡広域事務組合職員等の旅費に関する条例（昭和56年8月制定）の別表1により、勤務のためそのものの住所と勤務場所との間を交通機関等を利用して往復するときにあつては、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和56年8月制定）第9条の規定に準じて支給する。
- 3 特別職の職員が組合の会議等に出席した場合は、費用弁償として日額2,000円（ただし、代表理事、理事及び監査委員（議会）を除く。）及び交通費実額を支給する。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則（昭和59年条例第3号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第2号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第9号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第5号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に組合の収入役の職にある者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成21年条例第3号）

この条例は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名		報 酬 額
代 表 理 事		年額 60,000円
理 事		年額 48,000円
監 査 委 員（知 識）		年額 12,000円
監 査 委 員（議 会）		年額 9,600円
公 平 委 員 会	委 員 長	年額 9,600円
	委 員	年額 7,200円
情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会	会 長	日額 8,000円
	委 員	日額 7,000円
公 務 災 害 補 償 等 認 定 委 員 会	委 員 長	日額 8,000円
	委 員	日額 7,000円
公 務 災 害 補 償 等 審 査 会	会 長	日額 8,000円
	委 員	日額 7,000円
行 政 不 服 審 査 会	会 長	日額 8,000円
	委 員	日額 7,000円
審 理 員（外 部 か ら 登 用 す る 場 合 に 限 る。）	1 件	120,000円
そ の 他 の 非 常 勤 特 別 職 員		予 算 の 定 め る と ころ に よ る